

毎週月. 水. 金曜日発行

富山県報

令和 7 年 3 月 10 日

月 曜 日

第5347号

目 次

告 示

○測量業者登録簿の閲覧所の一部改正	1
○測量業者登録簿閲覧規程の一部改正	
○指定管理者の指定	2
○富山県収入証紙売りさばき人の名称変更	3

監査委員公告

○監査の結果の公表	
○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表	5

告 示

富山県告示第81号

測量業者登録簿の閲覧所の一部改正について

測量業者登録簿の閲覧所（昭和37年富山県告示第 184号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 10 日

富山県知事 新 田 八 朗

制定文中「第28条第 2 項」を「第 9 条第 2 項」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（建設技術企画課）

富山県告示第82号

測量業者登録簿閲覧規程の一部改正について

測量業者登録簿閲覧規程（昭和37年富山県告示第 185号）の一部を次のように改

正する。

令和7年3月10日

富山県知事 新 田 八 朗

制定文中「第28条第2項」を「第9条第2項」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(建設技術企画課)

富山県告示第83号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和7年3月10日

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

高志の国文学館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団 富山市新総曲輪4番18号

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

富山県告示第84号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 10 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県美術館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

富山 F S パートナース

代表者

株式会社フクシ・エンタープライズ 東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号

構成員

株式会社フクシ・エンタープライズ 東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号

三幸株式会社 東京都千代田区神田駿河台三丁目 3 番地 4

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

富山県告示第 85 号

富山県収入証紙売りさばき人の名称変更について

次のとおり富山県収入証紙売りさばき人の名称変更の届出があったので、告示する。

令和 7 年 3 月 10 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 売りさばき人の名称

(1) 変更後 株式会社北陸自動車学校

(2) 変更前 有限会社西高岡自動車教習所

2 変更年月日 令和 6 年 10 月 1 日

////////////////////////////////////

公 告

////////////////////////////////////

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、令和 7 年 1 月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 10 日

富山県監査委員 山 崎 宗 良
富山県監査委員 亀 山 彰
富山県監査委員 田 中 篤 人
富山県監査委員 高 橋 正 樹

1 監査対象箇所		監 査 年 月 日
危機管理局	広 域 消 防 防 災 セ ン タ ー	令和 7 年 1 月 31 日
厚 生 部	障 害 者 相 談 セ ン タ ー	令和 7 年 1 月 31 日
商工労働部	計 量 検 定 所	令和 7 年 1 月 29 日
農林水産部	東 部 家 畜 保 健 衛 生 所	令和 7 年 1 月 30 日
教育委員会	県 立 図 書 館	令和 7 年 1 月 28 日
同	滑 川 高 等 学 校	令和 7 年 1 月 28 日
同	富 山 い ず み 高 等 学 校	令和 7 年 1 月 28 日
同	富 山 東 高 等 学 校	令和 7 年 1 月 22 日
同	富 山 聴 覚 総 合 支 援 学 校	令和 7 年 1 月 29 日
公安委員会	滑 川 警 察 署	令和 7 年 1 月 28 日

2 監査対象年度

令和 5 年度及び令和 6 年度

3 監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると

認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

＜＜注意事項＞＞

- ア 歳入調定に遅延しているものがあつた。
- イ 現金の払込みに遅延しているものがあつた。
- ウ 特殊勤務手当の支給に誤りがあつた。（2箇所）
- エ 交通事故による損害が生じた。

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表について

令和6年12月9日付けで公表した監査の結果に基づき講じた措置について、富山県知事から通知があつたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年3月10日

富山県監査委員	山崎	宗良
富山県監査委員	亀山	彰
富山県監査委員	田中	篤人
富山県監査委員	高橋	正樹

（通知文）

財 第103号

令和7年2月10日

富山県監査委員	山崎	宗良	殿
富山県監査委員	亀山	彰	殿
富山県監査委員	田中	篤人	殿
富山県監査委員	高橋	正樹	殿

富山県知事 新 田 八 朗

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和6年11月29日付け監委第60号で報告のあった監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

（事務担当：経営管理部財政課調査係）

（別紙）監査の結果に基づき講じた措置

指 摘 事 項	機関名	措 置 の 内 容
国庫補助金の歳入調定に多額の誤りがあった。	道路課	チェック期間を確保するため決算額の確定を1か月程度早めたことと、決算資料に入力されている金額についてシステムとの誤差が無いかを複数人で確認するなどチェック体制の強化を図っている。
補助金の交付手続遅延及び国庫補助金の一部受給漏れがあった。	農業経営課	補助金の交付手続きについて、手続遅延が生じないよう課内担当者への確認を徹底するとともに、市町村等に定期的な状況確認を行うこととした。
施設管理事故による損害賠償があった。	富山土木センター	事故発生後、直ちに事故現場のくぼみ、歩道タイルの補修や通行の妨げとなる樹木の剪定などの管理を行い、落下の危険がある雪庇の切落しを実施した。 今後とも、道路パトロールや監視カメラにより、道路施設の損傷や雪庇の発達等危険な箇所を発見した場合には、速やかに対処するよう努める。